

東三河狭山ニュース



狭山東三河の会 7月の定例会



狭山事件の石川一雄さんは、24歳で逮捕され、32年間刑務所に入れられ、77歳になるいままで53年も無実を訴えています。



袴田巖さんは、48年も拘禁され、50年も無実を訴えています。静岡地裁が再審開始を決定したのに、検察の抵抗でいまだに再審が始まっていません。



名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんは一審で無罪であったのに再審も行われないうまま43年間収監され、89歳で獄死しました。



布川事件の桜井昌司さん・杉山卓男さんは、20代で逮捕され、再審無罪を勝ち取ったのは60代、44年もかかりました。



栃木県今市事件の勝又拓哉さん、自白だけで無期懲役判決を受ける。ただちに控訴。無罪を勝ち取るのに、何年かかるのでしょうか。

写真が見
つかりま
せんでし
た。

豊川男児殺人事件の田邊雅樹さんは、一審は無罪でしたが、逆転有罪となり、懲役17年を言い渡され、大分刑務所に服役中です。再審を準備中ですが、無罪はいつ勝ち取れるのでしょうか。

あまりに多い、日本の冤罪

警察・検察・裁判所はなぜ犯人を間違える？

それは・・・

①**警察は**、何が何でも犯人を捕まえたい。そして、自白させたい。そのために過酷な人権無視の取り調べをする。被疑者の言うことに耳を貸そうとしない。弁護士と接見させない。拷問まがいのことをする。被疑者に孤独感や恐怖感を植え付ける。**表に上げた 7 人とも一度は「うその自白」をしています。**

②**検察は**、起訴した被告を有罪にするためには何でもします。ときには、証拠もでっちあげます。反対に検察に不利な証拠は隠して裁判に出しません。これでは、公正な裁判はできません。裁判員も検察に有利な証拠だけを見て、判断をすることになります。

③**裁判所も**、検察の出す証拠にもとづいて判断します。日本の裁判官は自分の出世や保身を考えて、自分の信念や正義を貫くような人は少なくなりました。たとえ警察や検察が間違った捜査や刑事手続きをしていますが、それを咎めたりせず迎合しがちです。

つまり・・・

冤罪を生み出している警察・検察・裁判所は、憲法第 38 条

1. 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
2. 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
3. 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

に違反しているのです。国連も冤罪が多い日本の刑事司法に 2 度にわたって改善するように勧告しています。しかし、むしろ改悪の方向で進んでいます。これでは、冤罪はなくなりません。



**冤罪は許さないという
大きな世論の力が必要です。**

間違えられて犯人にさせられることを止めたいと思いませんか？
冤罪被害者を救うために、あなたにもできる事がきっとあります。
私たちと一緒にできる事をしていただけませんか。

私たちも狭山事件の応援をしています。



谷川賢作
(ピアニスト)



松元ヒロ
(コメディアン)



神田香織
(講談師)



小室等
(音楽家)



桜井昌司
(冤罪被害者)



やくみつる
(漫画家)



鎌田慧
(ライター)



辛 淑玉
(コンサルタント)